

## 葛巻町農業集落排水事業経営戦略

団体名：葛巻町

事業名：農業集落排水事業

策定日：令和2年3月

計画期間：令和2年度～令和11年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	葛巻：平成10年度(21年) 四日市：平成13年度(18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	28.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区(葛巻、四日市)		
処理場数	2施設(葛巻クリーンセンター、四日市クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、料金改定を行った。 【水道水】基本料金 1,650円(20 <sup>m</sup> まで) 超過料金 132円(20 <sup>m</sup> を超える分) 【水道水以外】基本料金 1,650円 加算額 770円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、料金改定を行った。 【水道水】基本料金 2,200円(20 <sup>m</sup> まで) 超過料金 154円(20 <sup>m</sup> を超え50 <sup>m</sup> まで) 165円(50 <sup>m</sup> を超え100 <sup>m</sup> まで) 176円(100 <sup>m</sup> を超える分) 【水道水以外】基本料金 2,200円 換算世帯員(従業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。)1人につき 1,100円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	-		
条例上の使用料*2 (20 <sup>m</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 1,620円 平成29年度 1,620円 平成30年度 1,620円	実質的な使用料*3 (20 <sup>m</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 2,908円 平成29年度 2,985円 平成30年度 2,969円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>m</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>m</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	4 名（上水道事業及び特定地域生活排水処理事業と兼務）
事業運営組織	平成18年4月1日に建設課と上下水道課を統合され、建設水道課となった。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、トラブル発生時の対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	-
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	-

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり。
------------------

## 2. 経営の基本方針

本町では、公共用水域の水質汚濁の防止を図り農村生活環境の向上のため農業集落排水事業を導入し、平成10年4月から「葛巻クリーンセンター」、平成13年4月から「四日市クリーンセンター」が供用開始しており、供用開始後20年程度が経過しているため修繕費の増加が見込まれる。処理区内の水洗化率は74.3%と上昇傾向にはあるが、処理区内の人口減少に伴う利用料の減少が懸念される。利用料の増加を図るためには、水洗化率を向上させることが重要課題であり、水洗化に対する啓蒙活動等を行い、水洗化率を向上させ使用料を確保していくことが必要である。

・水洗化率の向上(町全体普及率目標70%)

全町的に人口減少が進んでおり処理区内の人口も減少傾向にあり、それに伴う料金収入の減少が見込まれる。一方で供用開始から20年が経過し、経年劣化等に伴い施設の維持管理費が増加が懸念されるなど、経営的には非常に厳しい状況になってくることが予測される。今後、未接続者の接続に向けた取組みが重要となってくることから、スマートフォン向け情報配信システム、町広報誌等により、未接続者に対し設置に向けた意識の向上に努め、接続者の確保を図るものとする。

・維持管理に関する事項

令和元年度は、機能診断調査を行い施設の劣化状況を診断し、その結果を踏まえ、令和2年度に最適整備構想(個別施設計画)を策定し、適切な維持管理に努める。また、最適整備構想に基づき計画的な維持修繕等を行う予定である。

・使用料に関する事項

消費税率の改正に伴う料金改定。この他、必要に応じ、料金改定の検討を行う。

・公営企業会計移行(法適用)に関する事項

公営企業会計移行に向けた準備を行う予定(令和6年度以降予定)。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画):別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・令和元年度に劣化状況等の調査を行い施設の現状を把握するため「機能診断調査」を実施し、令和2年度は機能診断調査の結果に基づき「最適整備構想」の策定を計画しており、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減や平準化を図り、計画的な維持管理を行う。

・令和2年度に策定予定である最適整備構想の内容を踏まえ、計画的に機器類の維持修繕等を検討していきたい。

② 収支計画のうち財源についての説明

・料金収入については、直近10年間の決算額の推移の推計値を基に算出している。

・企業債元利償還金が多額となっており、経営面でも厳しい状況下にあることから、収益的収支、資本的収支ともに、使用料とともに一般会計からの繰入金により収支の均衡を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・直近の決算額の増減に基づき推計している。

・その他修繕費等は直近5年の決算額の推移を勘案し、推計している。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	事業の継続性を確保するため、施設の統廃合や広域化に向けた検討していきたい。
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	全町的な人口減少に伴い処理人口の減が推測されることから、使用料金は減少傾向になると見込まれる。また、経年劣化等により施設、設備の維持管理費の増が見込まれる状況にあため、事業全体の経営状況の推移を適切に把握し、適正な受益者分担を考慮しながら、料金改定について検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討する。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	今後も更なる効率的な運用を図っていき、必要に応じて修繕や更新等により削減に努める。
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	計画的な施設設備のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	現在まで実施している民間委託を継続しながら、新たな制度や取組により更なる民間活力の活用、導入について検討する。
その他の取組	—

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、概ね5年毎を目安に見直しを行う。
---------------------	-----------------------------

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前年度 〔H30〕	本年度 〔H31〕 R1	〔R2〕	〔R3〕	〔R4〕	〔R5〕	〔R6〕	〔R7〕	〔R8〕	〔R9〕	〔R10〕	〔R11〕	
収 益 的 収 入	1	総	収 益 (A)	112,464	107,665	110,961	113,574	112,537	112,500	112,462	109,425	105,388	102,351	77,314	69,276	
	(1)	営 業 収 益 (B)	24,464	24,665	24,961	25,574	25,537	25,500	25,462	25,425	25,388	25,351	25,314	25,276		
		ア 料 金 収 入	24,464	24,665	24,961	25,574	25,537	25,500	25,462	25,425	25,388	25,351	25,314	25,276		
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2)	営 業 外 収 益	88,000	83,000	86,000	88,000	87,000	87,000	87,000	84,000	80,000	77,000	52,000	44,000		
		ア 他 会 計 繰 入 金	88,000	83,000	86,000	88,000	87,000	87,000	87,000	84,000	80,000	77,000	52,000	44,000		
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	収 益 的 支 出	2	総	費 用 (D)	38,284	38,000	36,000	35,000	33,000	31,000	29,000	27,000	25,000	24,000	22,000	22,000
		(1)	営 業 費 用	19,517	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
			ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2)	イ そ の 他	19,517	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
			営 業 外 費 用	18,767	18,000	16,000	15,000	13,000	11,000	9,000	7,000	5,000	4,000	2,000	2,000	
ア 支 払 利 息			18,767	18,000	16,000	15,000	13,000	11,000	9,000	7,000	5,000	4,000	2,000	2,000		
(3)		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	74,180	69,665	74,961	78,574	79,537	81,500	83,462	82,425	80,388	78,351	55,314	47,276	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)	18,229	24,063	24,844	22,444	23,444	25,444	26,421	25,420	21,420	16,420	520	520	
		(1)	地 方 債	17,400	18,800	20,300	21,900	22,900	24,900	25,900	24,900	20,900	15,900	0	0	
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	17,400	18,800	20,300	21,900	22,900	24,900	25,900	24,900	20,900	15,900	0	0	
		(2)	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	3,850	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(6)	工 事 負 担 金	829	1,413	544	544	544	544	521	520	520	520	520	520		
	(7)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	92,652	99,850	102,000	101,000	103,000	107,000	110,000	107,000	102,000	95,000	56,000	48,000	
		(1)	建 設 改 良 費	0	3,850	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	92,652	96,000	98,000	101,000	103,000	107,000	110,000	107,000	102,000	95,000	56,000	48,000	
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 74,423	△ 75,787	△ 77,156	△ 78,556	△ 79,556	△ 81,556	△ 83,579	△ 81,580	△ 80,580	△ 78,580	△ 55,480	△ 47,480			

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前年度 〔H30〕	本年度 〔H31〕 R1	〔R2〕	〔R3〕	〔R4〕	〔R5〕	〔R6〕	〔R7〕	〔R8〕	〔R9〕	〔R10〕	〔R11〕
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 243	△ 6,122	△ 2,195	18	△ 19	△ 56	△ 117	845	△ 192	△ 229	△ 166	△ 204
積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	8,976	8,733	2,611	416	434	415	359	242	1,087	895	666	500
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	8,733	2,611	416	434	415	359	242	1,087	895	666	500	296
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支黒字 (P)	8,733	2,611	416	434	415	359	242	1,087	895	666	500	296
(N)-(O) 赤字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	85.9	80.3	82.8	83.5	82.7	81.5	80.9	81.7	83.0	86.0	99.1	99.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	24,464	24,665	24,961	25,574	25,537	25,500	25,462	25,425	25,388	25,351	25,314	25,276
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	1,050,000	974,000	896,000	818,000	738,000	656,000	573,000	491,000	411,000	332,000	276,000	228,000

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	本年度 〔H31〕 R1	〔R2〕	〔R3〕	〔R4〕	〔R5〕	〔R6〕	〔R7〕	〔R8〕	〔R9〕	〔R10〕	(H40)	(H41)
収益的収支分	88,000	83,000	86,000	88,000	87,000	87,000	87,000	84,000	80,000	77,000	52,000	44,000
うち基準内繰入金	88,000	83,000	86,000	88,000	87,000	87,000	87,000	84,000	80,000	77,000	52,000	44,000
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	88,000	83,000	86,000	88,000	87,000	87,000	87,000	84,000	80,000	77,000	52,000	44,000

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

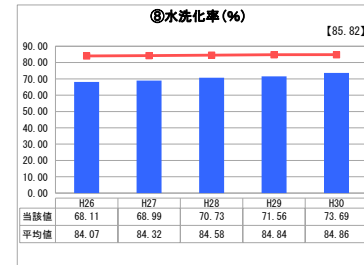
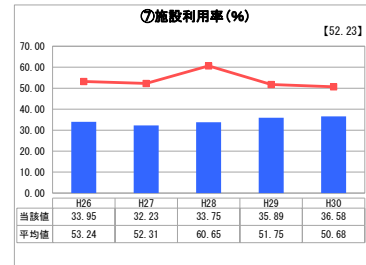
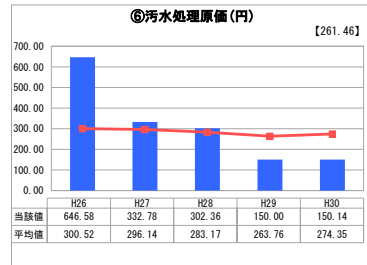
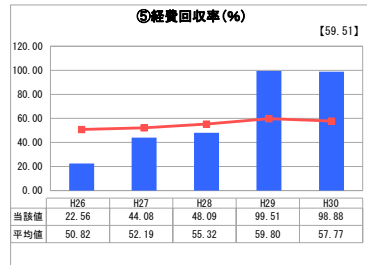
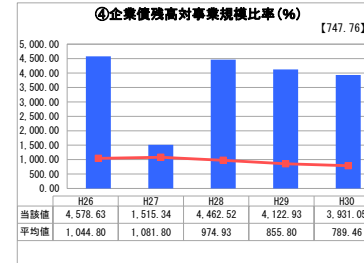
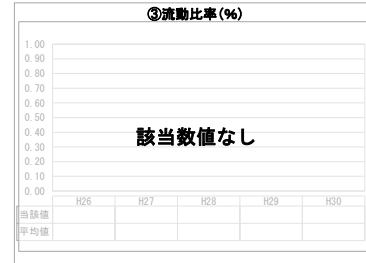
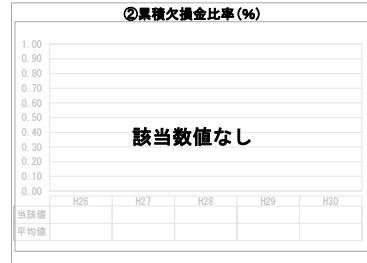
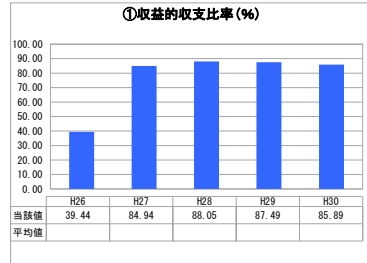
岩手県 葛巻町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	31.04	83.89	1,620

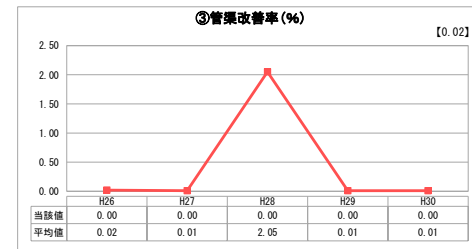
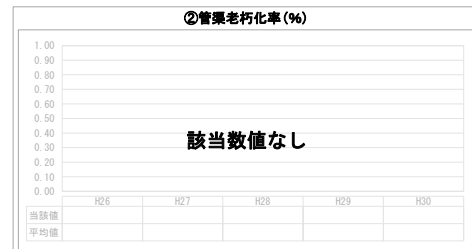
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,203	434.96	14.26
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,904	0.67	2,841.79

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当町の下水道事業（農業集落排水事業）を類似団体と比較すると、「施設利用率」及び「水洗化率」が低い数値となっている。

「経費回収率」は、平成28年度以前は類似団体より低い状況であったが、平成29年度からは実質の使用料単価と適正な使用料単価（150円）がほぼ同じとなっており、類似団体と比較すると高い数値となったが、施設の老朽化に伴う不明水の流入が平成29年度より多くなっているため、適切な施設の維持管理が求められる。

「施設利用率」は、処理区域内の人口減少もあり、類似団体と比較すると低い状況が続いている。改善には「水洗化率」の向上が必須である。特に施設利用率の向上は喫緊の課題となっているため、水洗化率の向上に一層努める必要がある。「水洗化率」は、町単独事業である水洗化普及支援事業等を活用し、年々少しずつではあるが上昇している。しかし、類似団体と比較すると低い数値となっているため、今後は更なる普及促進を図るための啓蒙活動を行う努力が必要である。

「企業債残高対事業規模比率」は、建設改良等の工事を実施していないため、例年減少傾向にある。

### 2. 老朽化の状況について

当町の農業集落排水事業は、葛巻地区及び四日市地区の2地区となっており、葛巻地区は平成10年4月1日、四日市地区は平成13年4月1日から供用開始している。葛巻地区は供用開始から21年、四日市地区は18年が経過しており、処理場の機器等の修繕が必要となっている。

国では、公共施設等の長寿命化、計画的な更新等の長期的な公共施設マネジメントの取組を推進するため「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、令和2年度までに「個別施設計画」の策定を求めているところである。当町では、国庫補助事業を活用した機能診断調査を令和元年度に実施中であり、令和2年度には最速整備構想（個別施設計画）を策定する予定で進めている。今後は個別施設計画（最速整備構想）に基づき、計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図っていく予定である。

### 全体総括

類似団体と比較して特に改善が必要となる部分は「施設利用率」及び「水洗化率」となっている。平成26年度より水洗化普及支援事業を継続して水洗化率の向上に努めているが、今後は更なる普及促進を図るための啓蒙活動を行う努力が必要である。

経営面においては、中長期的な経営の基本計画を策定し、施設の統合や使用料の見直しを検討など、健全な経営を実施できるよう計画的に行う必要がある。また、平成31年1月25日付け総務大臣通知により、令和5年度までに公営企業会計に移行することが必要があり、法適化に移行することで経営成績や財政状況などの経営状況をより正確に把握、施設の更新など経営基盤の計画的な整備を行う基礎情報となる資産の現況の適切な把握、投資資金の期間配分額の算定による料金対象原価の適正な計算等も可能となり、経営の効率化、健全

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。